

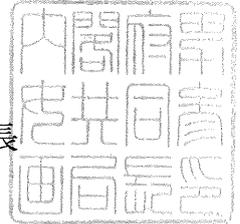


府共第453号-3

平成30年7月26日

男女共同参画推進連携会議議員 殿

内閣府男女共同参画局長



平成30年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣）においては、平成13年6月5日に、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨の決定をしているところ、本年度につきましても、別添の実施要綱により運動を実施することといたしました。

本運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とするものです。

つきましては、本運動がより一層広がり、有意義なものとなるよう、格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

（本件照会先）

内閣府男女共同参画局推進課

暴力対策推進室 廣渡、近藤、大賀

TEL：03-5253-2111（内線37553）

FAX：03-3592-0408

平成30年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱

平成30年7月26日

男女共同参画推進本部長決定

1 目的

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とする。

また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

2 実施期間

平成30年11月12日（月）から11月25日（日）までの2週間

（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）

3 主唱

内閣府、内閣官房、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

4 協力を依頼する機関・団体等

地方公共団体、女性団体その他の関係団体等

(都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等)

5 運動の重点

次の事項に重点を置く。

- (1) 「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を積極的に活用するなどにより、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等は女性に対する暴力であり、決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成すること。
- (2) 暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、暴力の被害に遭っていないながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。

6 運動の実施事項

関係機関・団体等との連携協力の下、次の活動を実施する。

その際、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)並びに「女性活躍加速のための重点方針2018」「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」(平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、昨今のセクシュアル・ハラスメント問題に対する社会的な関心の高まりや、多様化する暴力の状況も踏まえ、加害者と被害者を生まないための活動の実施に留意することとする。また、11月は「子ども・若者育成支援強調月間」でもあることや、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジ

ネス」問題等に関する関係府省対策会議決定)のフォローアップの結果を踏まえ、若年層を対象とした取組を強化することとする。

- (1) ポスター、リーフレットの作成配布及びテレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用したキャンペーン等の広報活動を、運動のより一層の広がりを目指し、効果的に実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、女性に対する暴力根絶のための啓発活動を実施する。
- (3) 臨時の相談窓口を開設するなど、被害者相談活動の一層の充実を図る。
- (4) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の未然防止を図るため、女性に対する防犯指導や青少年に対する生活指導、街頭補導等を重点的に実施する。
- (5) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の取締り及び関係営業に対する行政指導を強化する。

「女性に対する暴力をなくす運動」について

平成13年6月5日

男女共同参画推進本部決定

1 趣旨

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある。

この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとする。

また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

2 期間

毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間

3 主唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁

4 運動の実施に関する細目

前各項に定めるもののほか、毎年度の運動の実施に関し必要な事項については、本部長が定める。